

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

元気の3本柱再生計画～山が元気、川が元気、海が元気～

2. 地域再生計画の作成主体

臼杵市

3. 地域再生計画の区域

臼杵市の全域

4. 地域再生計画の目標

臼杵市は平成17年1月1日に大野郡野津町との合併により、人口44,000人、面積291.02km²の大分県東南部に位置した地域である。

臼杵市には国宝「臼杵石仏」を代表とした文化財が多く残され、城下町の街並みも歴史の「古さ」をイメージさせる。また豊かな地域資源にも恵まれ、野津川が市内南西部を東西に流れ、臼杵川・末広川・熊崎川が豊後水道に面した臼杵湾に注ぎ、いずれもこれらの河川沿いに水田がひらけ、田園風景はどこか懐かしく日本の原風景を感じさせる。これらの資源は、地域の伝統・文化や産業、住民の元気の源となってきた。

しかしながら、高度成長期を通じて物質的には豊かになったが、同時に公共用水域の水質汚濁が進んだため、臼杵市では快適で暮らしやすい生活環境の確保の観点から昭和51年から市街地を中心に公共下水道整備事業、平成2年から山間部周辺で合併処理浄化槽設置整備事業に着手し、また旧野津町では平成5年から特定環境保全公共下水道整備事業、平成16年からは市町村設置型浄化槽整備事業を実施している。平成15年度末の両市町を合算した生活排水処理率は44.1%で県内平均を下回っている状況である。また、一部の地域では生活排水や工場・事業所等の排水が原因となり水質の保全が十分ではなく排水対策の遅れは否めない。

このため、地域の特性に応じた下水道事業、合併処理浄化槽の設置による生活排水の浄化によって、蛍が育ち乱舞するような水辺環境及び「ふぐ」などの魚介類が豊富な海への回復を図り、「地場産業の活性化」を目指すとともに、水辺環境の保全、田園の保全など自然と調和した衛生的な居住環境の中で市民の健康を守り、ゆとりと潤いのある地域の再生を目指す。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進 (生活排水処理率 44.1%から 55.0%に向上)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

白杵市全域を対象とした既設集合排水処理地域を除く地域において、生活排水処理施設整備を行う。これにより水質汚濁や悪臭などが解消され自然環境が守られ市民が衛生的でうるおいのある生活を営むことができる。

(5-2) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・いずれも白杵市

[施設の種類]

- ・特定環境保全公共下水道施設
- ・個人設置型浄化槽施設
- ・市町村設置型浄化槽施設

[事業区域]

- ・特定環境保全公共下水道・・・認可区域全域
- ・個人設置型浄化槽・・・白杵市全域（公共下水道整備区域、農・漁業集落排水整備区域、及び市町村設置型浄化槽整備区域を除く）
- ・市町村設置型浄化槽・・・白杵市全域（公共下水道整備区域、農・漁業集落排水整備区域、及び個人設置型浄化槽整備区域を除く）

[事業期間]

- | | |
|--------------|-------------|
| ・特定環境保全公共下水道 | 平成17年度～21年度 |
| ・個人設置型浄化槽 | 平成17年度～21年度 |
| ・市町村設置型浄化槽 | 平成18年度～21年度 |

[事業量]

- | | |
|--------------|--|
| ・特定環境保全公共下水道 | $\phi 75 \sim 150 \text{ mm}$ L=4, 420m
(うち、単独502m) |
| ・浄化槽 | 530基 |

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・特定環境保全公共下水道・・・認可区域全域（整備済区域を除く）で349人
- ・浄化槽・・・臼杵市全域（公共下水道整備区域、農・漁業集落排水整備区域、及び既設浄化槽整備区域を除く）で1,325人

[事業費]

特定環境保全公共下水道	300,000千円
	（うち、単独40,000千円）
	（うち、国費130,000千円）
個人設置型浄化槽	147,000千円
	（うち、単独0千円）
	（うち、国費49,000千円）
市町村設置型浄化槽	66,300千円
	（うち、単独0千円）
	（うち、国費22,100千円）
合計	513,300千円
	（うち、単独40,000千円）
	（うち、国費201,100千円）

(5-3) その他の事業

なし

6. 計画期間

平成17年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査及び評価等を実施する。また、事業実施中は各年度に状況を確認し、目標達成が危ぶまれる場合には、市報やCATVにより市民への啓発を行うなど適切な処置をとり、生活排水処理率向上のための推進を図っていく。

8. その他地方公共団体が必要と認める事項

該当なし